

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会
平成29年度 第2回専門部会（子ども部会）次第

日 時 平成29年 9月6日（水）
午前10時00分から
会 場 市役所2階 中会議室1・2

1 開 会

2 課長あいさつ

3 議 案

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う検討事項について

（2）児童発達支援ガイドライン（案）について

（3）その他

4 閉 会

議 案 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う検討事
項について

平成30年の法改正で、以下のようなサービスの創設や支援対象の拡大が
予定されております。

＜主な改正点＞

- ◆居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設
- ◆保育所等訪問支援の支援対象の拡大

1 番目については、重度の障害等の状態にある障がい児であって、障害児通
所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児が対象となるサ
ービス。対象者に発達支援の機会を確保すること、訪問支援から通所支援への
社会生活の移行を推進することを目的にサービスを新設。

2 番目については、訪問支援員が訪問先施設で障がい児に対する直接支援や
訪問先施設のスタッフに対する技術的指導などの間接支援を行うサービス。乳
児院や児童養護施設に入所している障がい児の割合が多いことから対象者とし
て追加。

その他、都道府県障害児福祉計画の策定に伴い、障害児通所支援の指定につ
いて総量規制が検討されている。

※詳細については資料の3ページから8ページを参照。

議 案 2 児童発達支援ガイドライン（案）について

主に乳幼児の発達支援を行う「児童発達支援」について、支援の質の確保やその向上を図り、障がい児本人のための発達支援を提供していくため、厚生労働省より児童発達支援ガイドラインの案が発表されました。

就学児を対象とする放課後等デイサービスについては、平成27年4月に放課後等デイサービスガイドラインが策定され、平成29年4月よりガイドライン遵守のため自己評価及び自己評価結果の公表の義務付けが行われました。

児童発達支援ガイドラインについても、放課後等デイサービスガイドラインと同様に支援の質の評価及び改善が各事業所で実施できるよう「保護者等向け放課後等デイサービス評価表」及び「事業所向けの放課後等デイサービス自己評価表」を「雛型」として掲示しております。

そのため、児童発達支援ガイドラインの内容に沿った評価項目を規定し、それに基づいた評価の義務付けや評価結果についておおむね1年に1回以上公表することが想定されます。

※詳細については資料の9ページから14ページを参照。

居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設

- 障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。
- このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する(「居宅訪問型児童発達支援」)。

対象者

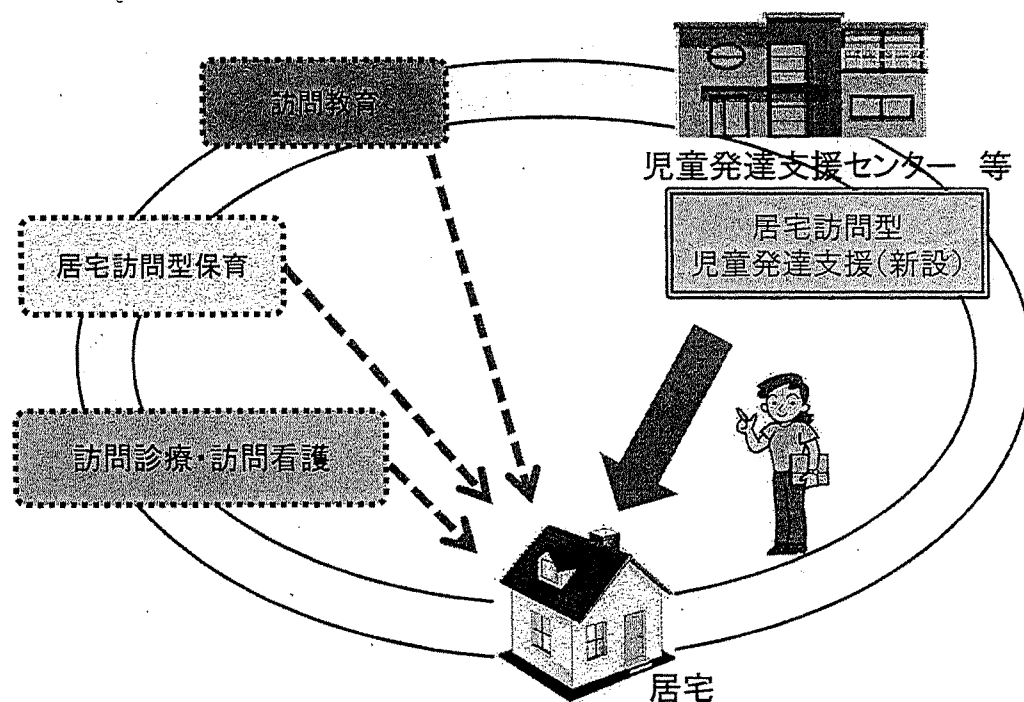
- 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

支援内容

- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施

【具体的な支援内容の例】

- ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
- ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動



- ・在宅の障害児の発達支援の機会の確保
- ・訪問支援から通所支援への社会生活の移行を推進

居宅訪問型児童発達支援の創設についての検討事項

概 要

重度の障害等により外出が困難な障害児に対する居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを創設する。

児童福祉法の条文

第六条の二の二

- ⑤ この法律で、居宅訪問型児童発達支援とは、重度の障害の状態その他これに準ずるものとして①厚生労働省令で定める状態にある障害児であつて、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練②その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

具体的内容①

(対象者について) A(法定事項)又はB(省令事項) かつ C(法定事項)

A 重度の障害の状態(法定事項)

B (a) 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合 = 医療的ケア児

(b) 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合

C 児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な障害児(法定事項)

※重度の障害の判定は、各種手帳の重度判定(身体障害者手帳1・2級相当、療育手帳重度相当、精神障害者保健福祉手帳1級相当)を基本とする予定。

具体的内容②

(サービスの内容について)

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練の実施とする。

※既存の児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける支援を居宅に訪問して提供するものであるため、既存の内容に合わせる。

保育所等訪問支援の支援対象の拡大

- 乳児院や児童養護施設の入所者に占める障害児の割合は3割程度となっており、職員による支援に加えて、発達支援に関する専門的な支援が求められている。(乳児院:28.2%、児童養護施設:28.5%/平成24年度)
- このため、保育所等訪問支援の対象を乳児院や児童養護施設に入所している障害児に拡大し、障害児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障害児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行うことができることとする。

対象者の拡大

- 乳児院、児童養護施設に入所している障害児を対象者として追加

※現在の対象者は、以下の施設に通う障害児

- ・保育所、幼稚園、小学校 等
- ・その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めるもの
(例:放課後児童クラブ)

支援内容

- 児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
 - ①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
 - ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)

保育所等訪問支援



児童発達支援
センター等



集団生活への
適応のための
支援 等

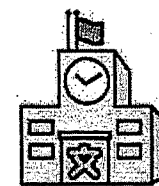
訪問先



保育所・幼稚園



放課後児童クラブ



小学校

改正後



児童福祉施設



児童発達支援施設

保育所等訪問支援についての検討事項

概 要

保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する。

児童福祉法の条文

第六条の二

- ⑥ この法律で、保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに入所する障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。

具体的内容

(対象施設について)

乳児院、児童養護施設とする。

- 児童福祉法に基づく障害児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村において障害児福祉計画を策定する等の見直しを行う。
- ※ 現在、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスについては、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村が障害福祉計画を策定し、サービスの種類ごとの必要な量の見込みや提供体制の確保に係る目標等を策定。

具体的内容

【基本指針】

- 厚生労働大臣は、障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の整備や円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める。

【障害児福祉計画】

- 市町村・都道府県は、基本指針に即して、障害児福祉計画を策定する。

（市町村障害児福祉計画）

- ・障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

（都道府県障害児福祉計画）

- ・障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・都道府県が定める区域ごとに、当該区域における各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・各年度の障害児入所施設の必要入所定員総数

※上記の基本指針、市町村障害児福祉計画、都道府県障害児福祉計画は、障害者総合支援法に基づく基本指針、市町村障害福祉計画、都道府県障害福祉計画と一体のものとして策定することができる。

- 放課後等デイサービス等の障害児通所支援や障害児入所支援については、都道府県障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき（計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等）、都道府県は事業所等の指定をしないことができる。

障害児通所支援の指定（総量規制）についての検討事項

概要

指定権者である都道府県等は、当該通所支援の量を定め、その量を超えない範囲内において事業所の指定を行う。

児童福祉法の条文

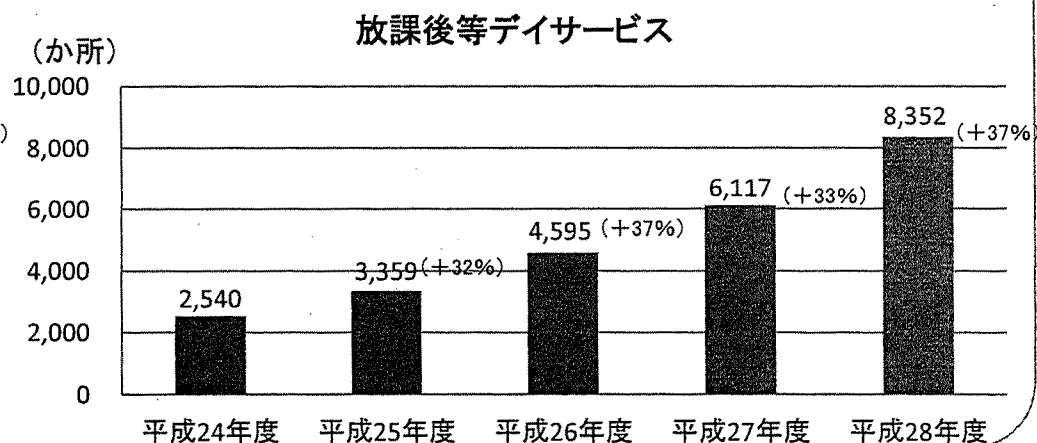
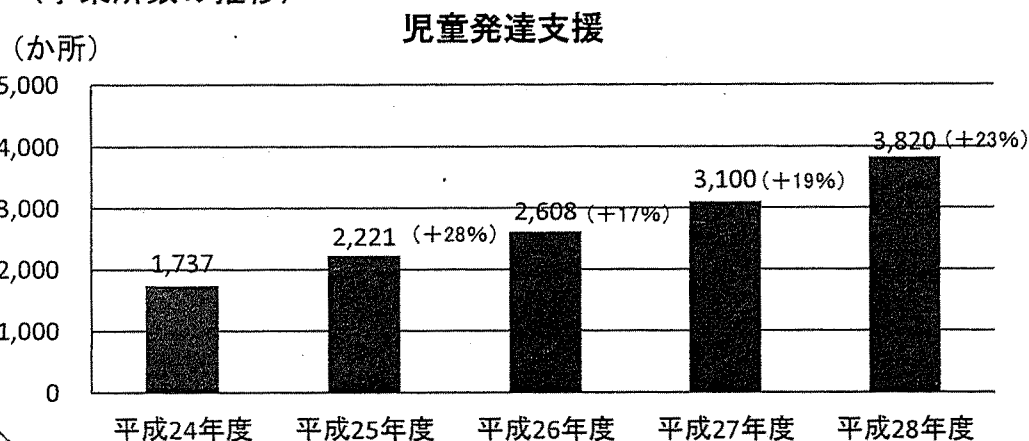
第二十一条の五の十五第二項 放課後等デイサービスその他の厚生労働省令で定める障害児通所支援（以下この項及び第五項並びに第二十一条の五の十九第一項において「特定障害児通所支援」という。）に係る第二十一条の五の三第一項の指定は、当該特定障害児通所支援の量を定めてするものとする。

具体的内容

（総量規制の対象障害福祉サービスについて）
児童発達支援及び放課後等デイサービスとする。

※児童発達支援及び放課後等デイサービスは、事業所数については児童発達支援については対前年比3割近く、放課後等デイサービスについては対前年比4割近く増加している。今後、事業者数が同様に増加していくと地域によっては支援量が利用者のニーズを超える可能性がある。

（事業所数の推移）



障害児通所支援の一つで、主に乳幼児の発達支援を行う「児童発達支援」について、支援の質の確保及びその向上を図り、障害児本人のための発達支援を提供していくため、有識者、関係者の参集を得て、児童発達支援ガイドラインを策定する。

【ガイドライン策定の目的】

児童発達支援が提供すべき支援の内容を示し、支援の一定の質を担保するための全国共通の枠組みを策定



【支援の評価に活用】

保護者や事業者、自治体が個別支援計画や実際の支援内容をチェック・評価することにより、児童発達支援の質を確保

【スケジュール】

・開催状況：検討会を5回実施

(平成28年11月28日(第1回)、12月26日(第2回)、平成29年2月21日(第3回)、
4月11日(第4回)、5月23日(第5回))

・平成29年6月末を目途に児童発達支援ガイドラインを策定、発出(予定)

【児童発達支援に関するガイドライン策定検討会 構成員名簿】

石橋 大吾	一般財団法人全日本ろうあ連盟理事	戸枝 陽基	全国医療的ケア児者支援協議会代表
◎大塚 晃	上智大学総合人間科学部教授	樋口 てるみ	全国重症心身障害児(者)を守る会
北川 聡子	公益財団法人日本知的障害者福祉協会理事	福島 龍三郎	特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク理事
小林 真理子	一般社団法人日本発達障害ネットワーク副理事長	本田 睦子	特定非営利活動法人難病のこども支援全国ネットワーク
鈴木 麻記子	全国重症心身障害日中活動支援協議会	松井 剛太	香川大学教育学部准教授
高橋 弥生	社会福祉法人日本盲人会連合	御代川 栄子	一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会理事
田中 正博	全国手をつなぐ育成会連合会総括	山根 希代子	一般社団法人全国児童発達支援協議会理事
○柘植 雅義	筑波大学教授(人間系障害科学域知的・発達・ 行動障害学分野)	吉田 祥子	全国特別支援教育推進連盟常任理事
辻井 正次	中京大学現代社会学部教授		

(敬称略、五十音順) ◎ 座長 ○ 座長代理

「児童発達支援ガイドライン」の概要(案)

ガイドラインの策定

- 児童発達支援は、平成24年4月に約1,700か所であったが、平成29年1月には約4,700か所へと増加している。このような中、支援の質の確保及びその向上を図る必要がある。このため、児童発達支援が提供すべき支援の内容を示し、支援の一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして策定、公表する。

ガイドラインの目的

児童発達支援について、障害のある子ども本人やその家族に対して質の高い児童発達支援を提供するため、児童発達支援センター等における児童発達支援の内容や運営及びこれに関する事項を定める。

児童発達支援の提供すべき支援

児童発達支援は、大別すると「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」及び「地域支援」からなる。

【本人支援】障害のある子どもの発達の側面から、「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」の5領域において、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにすることを大きな目標として支援。

【移行支援】障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにし、かつ同年代の子どもとの仲間作りを図っていくこと。

【家族支援】家族が安心して子育てを行うことが出来るよう、さまざまな家族の負担を軽減していくための物理的及び心理的支援等。

【地域支援】支援を利用する子どもが地域で適切な支援を受けられるよう、関係機関等と連携すること。また、地域の子育て支援力を高めるためのネットワークを構築すること。

児童発達支援計画の作成及び評価

障害のある子どもや保護者の生活全般における支援ニーズとそれに基づいた総合的な支援計画を把握し、具体的な支援内容を検討し実施する。障害児支援利用計画と整合性のある児童発達支援計画を作成し、児童発達支援を実施する。

関係機関との連携

市町村、保健所、病院・診療所、保育所等、特別支援学校等の関係機関と連携を図り、円滑な児童発達支援の利用と、適切な移行を図る。

支援の質の向上と権利擁護

支援に関わる人材の知識・技術を高めるため、様々な研修機会の確保、知識・技術の取得意欲を喚起することが重要。

児童の権利条約、障害者の権利条約、児童福祉法等が求める子どもの最善の利益が考慮される必要がある。

【自己評価結果の公表】 職員による事業所支援の評価及び保護者等による事業所評価を踏まえ、事業所全体として自己評価を行う。また、概ね1年に1回以上、インターネットのホームページや会報等で公表していくことが必要。

事業所職員向け 児童発達支援自己評価表

別紙1

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点、課題や改善すべき点など
環境・体制整備	①	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切であるか			
	②	職員の配置数は適切であるか			
	③	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされているか			
	④	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっているか			
業務改善	⑤	業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画しているか			
	⑥	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげているか			
	⑦	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開しているか			
	⑧	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか			
	⑨	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保しているか			
適切な支援の提供	⑩	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成しているか			
	⑪	子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用しているか			
	⑫	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか			
	⑬	児童発達支援計画に沿った支援が行われているか			

	⑭	活動プログラムの立案をチームで行っているか			
	⑮	活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか			
	⑯	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ、児童発達支援計画を作成しているか			
	⑰	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認しているか			
	⑱	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか			
	⑲	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか			
	⑳	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断しているか			
関係機関や保護者との連携	㉑	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画しているか			
	㉒	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っているか			
	㉓	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っているか			
	㉔	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えているか			
	㉕	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚部）等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか			
	㉖	移行支援として、小学校や特別支援学校（小学部）との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか			
	㉗	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けているか			
	㉘	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会があるか			

	㉔	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加しているか			
	㉕	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか			
	㉖	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っているか			
保護者への説明責任等	㉗	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか			
	㉘	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ているか			
	㉙	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っているか			
	㉚	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援しているか			
	㉛	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応しているか			
	㉜	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信しているか			
	㉝	個人情報の取扱いに十分注意しているか			
	㉞	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか			
	㉟	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っているか			
非常時等の対応	㊱	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか			
	㊲	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか			
	㊳	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認しているか			

④④	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされているか			
④⑤	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有しているか			
④⑥	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか			
④⑦	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載しているか			

○この児童発達支援自己評価表は、児童発達支援センター又は児童発達支援事業所の職員の方に、事業所の自己評価をしていただくものです。

「はい」、「いいえ」のどちらかに「○」を記入するとともに、「工夫している点」、「課題や改善すべき点」等について記入してください。